

大使館等に対する消費税免除のための免税カード見本

平成18年11月1日

外務省大臣官房儀典官室


(Tel.03(5501)8000 内線2958)

〔規格：縦5.4cm、横8.5cm (材質) プラスチック
(色)「物品」のみの免税カードは黄色、「サービス」のみ及び「物品・サービス」ともに免税の場合は青色〕

1. 大使館等用免税カード

(大使館、総領事館、領事館、国際機関に発給
使用者を限定、明記)

(表) 物品・サービス全て免税

免税カード (大使館) 第111-123456-A1号
物品
サービス
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 三等書記官
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真


(裏) (すべて共通)

〔備考〕
揮発油、四輪自動車、二輪自動車(原付自転車を含む)、電気、ガス、電話、水道を除く。
帰国の際には本カードを必ず返却のこと。
 (本カードを拾得した方は外務省儀典官室
 東京都千代田区霞が関2-2-1
 電話(03)3580-3311 (内)2958へ連絡願います。)
 所持人署名
 Signature
 of the bearer

2. 外交官等用免税カード

(外交官、領事官、事務技術職員、国際機関職員に発給)


(1) 物品・サービス全て免税

免税カード (外交官) 第111-123456-A1号
物品
サービス
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 特命全権大使
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真


(2) 物品とサービスのうち飲食・宿泊のみ免税

免税カード (外交官) 第111-123456-A1号
物品
サービス
 (飲食・宿泊のみ)
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 公使
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真


(3) 物品とサービスのうち飲食・宿泊のみ免税(足切り額5,000円)

免税カード (外交官) 第111-123456-A1号
物品
サービス
 (飲食・宿泊のみ)
免税対象額5千円以上
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 参事官
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真


(4) 物品のみ免税(足切り額40,000円)

免税カード (外交官) 第111-123456-A1号
物品
サービス
免税対象額4万円以上
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 一等書記官
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真

(5) 物品・サービス共免税(足切り額40,000円)

免税カード (外交官) 第111-123456-B1号
物品
サービス
免税対象額4万円以上
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 二等書記官配偶者
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真

(6) 物品とサービスのうち宿泊のみ免税(足切り額40,000円)

免税カード (外交官) 第111-123456-A1号
物品
サービス
 (宿泊のみ)
免税対象額4万円以上
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 アシスタント・アタッシェ
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 2006年10月1日 外務省発行  写真

(7) 物品とサービスのうち飲食のみ免税 (足切り額5,000円)

免税カード (事務技術職員) 第111-123456-A1号
 2009年10月1日まで有効
 在本邦〇〇〇大使館
 事務技術職員
 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇物品
 〇サービス
 (飲食のみ)
 〇免税対象額5千円以上

2006年10月1日 外務省発行

写真

(8) 物品・サービス共免税 (足切り額5,000円)

免税カード (領事官) 第111-123456-A1号
 2009年10月1日まで有効
 在大阪〇〇〇総領事館
 総領事
 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇物品
 〇サービス
 〇免税対象額5千円以上

2006年10月1日 外務省発行

写真

(9) 物品のみ免税

免税カード (領事官) 第111-123456-A1号
 2009年10月1日まで有効
 在福岡〇〇〇総領事館
 領事
 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇物品

2006年10月1日 外務省発行

写真

(10) サービスのうち飲食・宿泊のみ免税

免税カード (領事官) 第111-123456-A1号
 2009年10月1日まで有効
 在名古屋〇〇〇総領事館
 副領事
 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇サービス
 (飲食・宿泊のみ)

2006年10月1日 外務省発行

写真

Certificate of Tax Exemption Purchase for Foreign Establishments
 外国公館等用免税購入表

Date of Purchase 購入年月日 Year Month Day 年 月 日

Article/Service 品名・サービス	Quantity 数量	Total Price 総額

販売業者等 Seller etc.

Address 住所

Name of Seller etc. 事業者名

購入者(購入者側にて記入) Purchaser (To be entered by the purchaser)

Name of Foreign Establishment 所属公館名称

Tax Exemption Card Number 免税カード番号

Name of Purchaser 購入者氏名

Signature 署名

注意 1. 販売業者等は、購入者に対し、外務省発行の身分証明票の提示を求め、写真その他記載事項を照合し購入者が大使官等であることを確認して下さい。
 注意 2. 販売業者等は、本書式記載に際し、購入者等が所持する免税カードの提示を求め、免税対象を含む記載事項を確認して下さい。
 [本購入表は7年間要保存]

- 大使館等用免税カード及び外交官等用免税カードともに、免税購入出来る対象項目が記入されています。免税の対象分類は、「物品及びサービス」、「物品」、「サービス」の3種類ですが、サービスのうち飲食或いは宿泊に限定されている場合や、物品のうち家賃のみに限定されている場合がありますので留意願います。「物品」は、物品一般の譲渡、貸付について免税されますが、「不動産の譲渡、貸付」と「駐車場の貸付」も含まれます。「サービス」には次の「役務の提供」があります。
 ①運送、②物品、不動産の保持・管理、③請負、④印刷、⑤宿泊場所の提供、⑥飲食物の提供、⑦医療・保険
- また、免税対象となる1回あたりの最低購入金額が指定されているものがあり、5千円以上又は4万円以上購入する場合に免税されるものの2種類があります。
- 大使館等用及び外交官等用免税カードには、全て使用できる者の顔写真が印刷されており、それ以外の人は使用し、購入出来ません。大使館等用カードは大使館等の公用目的の購入のために使用されるもので、個人用には使用出来ません。
- 消費税免税の指定を受けた指定店舗においては、カード所持者より1回毎に、上記様式の免税購入表を1枚受理して必要事項を記入し、購入者の署名を取り付けた上、消費税を除いた価格で販売して下さい。購入表は7年間保存願います。